

令和7年11月1日作成

一般社団法人デザインイノベーションおきなわ 会員規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人デザインイノベーションおきなわ（以下「本法人」という）の定款第5章に基づき、法人会員／個人会員／パブリックパートナーの資格、特典、手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（会員の区分と会費）

- 会員は、以下の3つの区分とする。
 - 共創パートナー（特別正会員）：200口以上
 - 連携パートナー（正会員）：30口以上
 - 賛助会員：1口以上
 - パブリックパートナー：会費なし

※1口（10,000円、税別）、会員種別に応じて1～200口以上。

- 年会費は、年度の開始月までに一括で納入するものとする。
- 納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第3条（入会）

- 会員として入会を希望する方は、所定の申込書を提出しなければならない。
- 入会は事務局の審査・承認を経て正式に認められる。
- 本法人は、入会を拒否した理由を申込者に説明する義務を負わない。

第4条（会員の特典）

- ステータスごとの特典は、別途「会員種別と特典」に定める。
- 本法人は、会員の特典内容を年度ごとに見直し、必要に応じて変更することができる。

第5条（会員の義務）

会員は、本法人の目的に賛同し、活動の推進に協力する義務を負う。

第6条（退会）

- 会員は、事務局に申し出ることにより任意に退会できる。
- 次の各号に該当する場合、理事会の決議により退会させることができる。
 - 会費を1年以上滞納した場合

- (2) 本法人の名誉を著しく毀損した場合
- (3) 反社会的勢力との関係が認められた場合
- (4) その他、社員総会にて適当でないと認めた場合

第 7 条（その他）

1. 本規程の改正は社員総会の議決を要する。
2. 本規程に定めのない事項については、社員総会において別途定める。

この規程は令和 7 年 12 月 1 日より施行する。